

○周波数割当計画（平成二十四年総務省告示第四百七十一号）の一部を変更する告示案新旧対照表

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行																											
<p>第1 総則</p> <p>1 (略)</p> <p>第2 周波数割当表</p> <p>1～7 (略)</p> <p style="text-align: center;">周波数割当表 第2表 27.5MHz～10000MHz</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">国内分配 (MHz) (4)</th> <th style="text-align: center;">無線局の目的 (5)</th> <th style="text-align: center;">周波数の使用に関する条件 (6)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td>2545-2655 J94</td> <td>移動（航空 移動を除く。） J148</td> <td>広帯域移動無線アクセスシステム用と <u>し、割当ては別表10-4による。</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>J94 この周波数帯は、電気通信業務用を法第6条第1項の主たる目的とする移動業務に限り、放送用又は電気通信業務用を同行の従たる目的として行う放送業務に使用することが出来る。この場合において、当該周波数帯の使用は、法第26条第2項第5号ロに掲げる周波数。</p> <p>J148 移動業務の局による2545-2555MHzの周波数帯の使用は、2505-2535MHzの周波数帯を使用する移動衛星業務の局に有害な混信を生じさせてはならない。</p> <p><u>別表10-4 広帯域移動無線アクセスシステム用の周波数表</u></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;"><u>2545MHzを超え2575MHz以下</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>2575MHzを超え2595MHz以下*</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>2595MHzを超え2645MHz以下</u></td> </tr> </tbody> </table> <p><u>* この周波数の使用は、無線局（基幹放送局を除く。）の開設の根本的基準（昭和25年電波監理委員会規則第12号）第3条第2号に規定する、受けようとする免許の対象区域の公共の福祉の増進に寄与する計画を有する無線局に限る。</u></p>	国内分配 (MHz) (4)	無線局の目的 (5)	周波数の使用に関する条件 (6)	(略)	(略)	(略)	2545-2655 J94	移動（航空 移動を除く。） J148	広帯域移動無線アクセスシステム用と <u>し、割当ては別表10-4による。</u>	(略)	(略)	(略)	<u>2545MHzを超え2575MHz以下</u>	<u>2575MHzを超え2595MHz以下*</u>	<u>2595MHzを超え2645MHz以下</u>	<p>第1 総則</p> <p>1～8 (略)</p> <p>第2 周波数割当表</p> <p>1～7 (略)</p> <p style="text-align: center;">周波数割当表 第2表 27.5MHz～10000MHz</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">国内分配 (MHz) (4)</th> <th style="text-align: center;">無線局の目的 (5)</th> <th style="text-align: center;">周波数の使用に関する条件 (6)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td>2545-2655 J94</td> <td>移動（航空 移動を除く。） J148</td> <td>広帯域移動無線アクセスシステム用と <u>する。</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>J94 この周波数帯は、電気通信業務用を法第6条第1項の主たる目的とする移動業務に限り、放送用又は電気通信業務用を同行の従たる目的として行う放送業務に使用することが出来る。この場合において、当該周波数帯の使用は、法第26条第2項第5号ロに掲げる周波数。</p> <p>J148 移動業務の局による2545-2555MHzの周波数帯の使用は、2505-2535MHzの周波数帯を使用する移動衛星業務の局に有害な混信を生じさせてはならない。</p>	国内分配 (MHz) (4)	無線局の目的 (5)	周波数の使用に関する条件 (6)	(略)	(略)	(略)	2545-2655 J94	移動（航空 移動を除く。） J148	広帯域移動無線アクセスシステム用と <u>する。</u>	(略)	(略)	(略)
国内分配 (MHz) (4)	無線局の目的 (5)	周波数の使用に関する条件 (6)																										
(略)	(略)	(略)																										
2545-2655 J94	移動（航空 移動を除く。） J148	広帯域移動無線アクセスシステム用と <u>し、割当ては別表10-4による。</u>																										
(略)	(略)	(略)																										
<u>2545MHzを超え2575MHz以下</u>																												
<u>2575MHzを超え2595MHz以下*</u>																												
<u>2595MHzを超え2645MHz以下</u>																												
国内分配 (MHz) (4)	無線局の目的 (5)	周波数の使用に関する条件 (6)																										
(略)	(略)	(略)																										
2545-2655 J94	移動（航空 移動を除く。） J148	広帯域移動無線アクセスシステム用と <u>する。</u>																										
(略)	(略)	(略)																										